

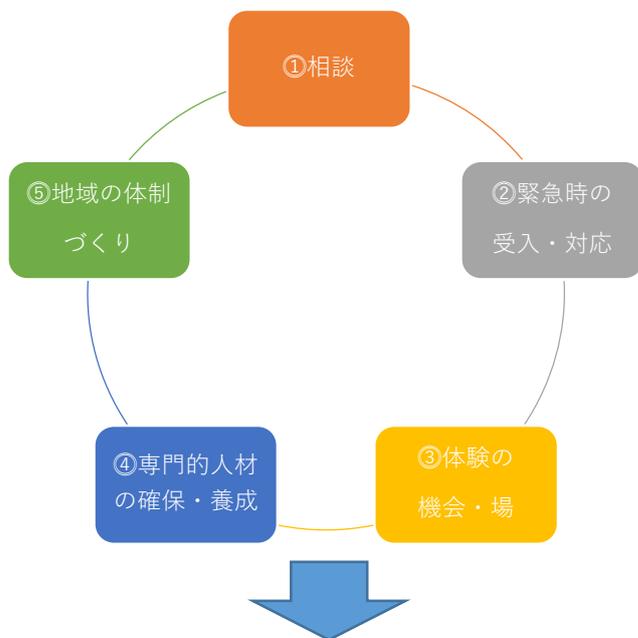
岸和田市地域生活支援拠点等整備事業について

(一人暮らしに向けた自立体験支援)

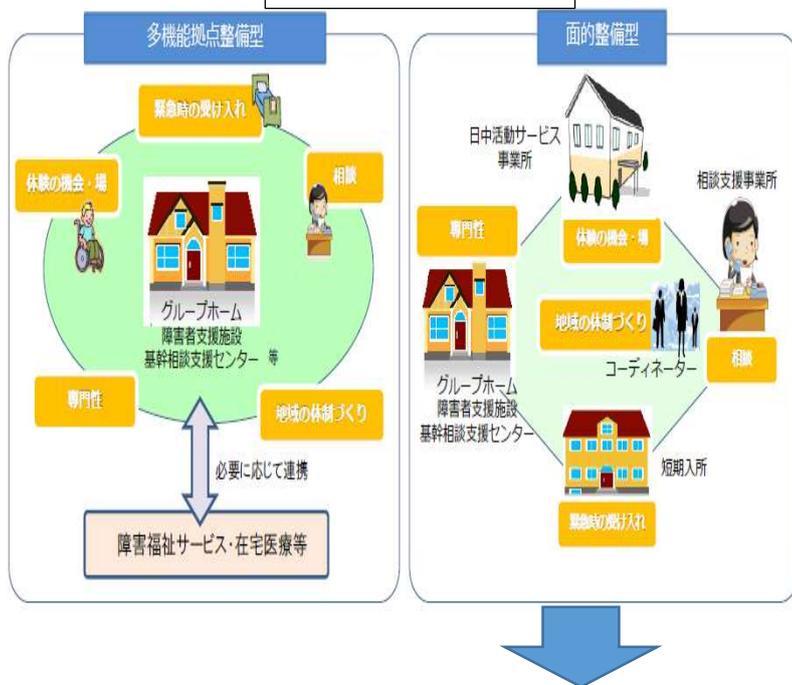
地域生活支援拠点等整備事業とは？

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（①相談支援 ②緊急時支援 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材育成の確保・養成 ⑤地域支援の体制づくり）を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。岸和田市では、今ある社会資源を利用し、障害のある方の生活を地域で支える体制（面的整備型）として、令和3年4月1日より事業を開始しています。

地域生活拠点等の5つの機能



整備の手法



本市では、R5年度より③体験の機会・場の提供について、一人暮らし体験を希望される方に対して体験施設や介助・付き添い等の支援の提供を開始しました。R8年度より単身での体験でない方にも体験の機会・場を提供しています。

岸和田市社会福祉協議会（ワンルームタイプ）
または自立生活センター・いこらー（完全な
バリアフリーではない2LDKタイプ）の体験
居室をご利用できます。



※障害者支援施設に入所している方・精神科病院に入院している方は、地域移行支援事業の契約が必要となります。

体験の機会・場とは…

入所施設や精神科病院に入所・入院している方や、親元やグループホームからの自立を希望する方が、地域で一人暮らしをする前に、急な環境の変化に戸惑うことがないように、既存の社会資源を活用し体験できる場を整備します。

●利用の流れ（支援者のみなさまにお願いしたいこと）

一人暮らしに向けた自立体験のご希望があれば、事業のご案内をお願いします。

事前に岸和田市社会福祉協議会又は自立生活センター・いこらーと事業利用の調整をお願いします。（施設入所中の方や精神科病院に入院中の方は地域移行支援の契約が必要となります。）

病院や施設から地域移行を考えている方については、地域移行支援事業の担当者がコーディネーターとしてアセスメントをしてください。また、親元やグループホームからの自立を考えている方については、相談支援事業所等と利用者の体験利用の目的などの共有をしてください。

障害者支援課に利用申請書を提出してください。

体験利用（当該利用者の利用上限 10 泊）

利用終了後、利用者にはアンケートに答えていただき、居室に忘れ物がないか利用者と確認して退去してください。

施設や病院、親元やグループホームに戻り、アセスメントの結果をもとに地域移行を進めたり、相談支援事業所等と体験の振り返り等を行い、今後の取り組みにつなげてください。

— 問い合わせ先 —

岸和田市役所 障害者支援課 相談担当（岸和田市障害者基幹相談支援センター）

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL：072-447-6078 FAX：072-431-0580